

別紙4 九州陶磁文化館のDESTINATION化・文化観光ハブ拠点化に伴う基本計画・展示基本設計・文化観光ハブ拠点機能追加施工業務委託受託者の施工に係る審査基準

この審査基準は、佐賀県が実施する「九州陶磁文化館のDESTINATION化・文化観光ハブ拠点化に伴う基本計画・展示基本設計・文化観光ハブ拠点機能追加施工業務委託（以下、「設計業務委託」という。）」の受託者が、設計業務委託を適切に完了したことをもって、その後の施工業務の随意契約の相手方として適当かを審査するために必要な事項を定めるものである。

1 審査を行う者

発注者である佐賀県立九州陶磁文化館統括副館長がこの審査基準に従い、設計業務委託の受託者が施工業務の随意契約の相手方として適当かを審査し、決定する。

2 審査方法

佐賀県立九州陶磁文化館統括副館長は、原則として、設計業務委託の受託者から設計業務委託の成果品として提出された設計書について、その設計意図等の説明を受けた上で、3 審査基準に掲げる審査項目に沿って審査を行うこととする。

審査基準は、「合格」、「不合格」の2段階評価とし、全ての審査項目で「合格」を得た場合のみ、施工業務の随意契約の相手方として適当であると判定する。

3 審査基準

項目		審査基準	判定
設計内容に対する評価			
設計内容の考え方	目的の理解度	・事業の目的を的確に把握・理解しているか。 ・仕様書に記載された内容を網羅した設計内容及び成果品となっているか。	合格・不合格
	設計内容	・本改修を行うことで、九州陶磁文化館に対する関心を高める内容となっているか。 ・有田町及び有田町周辺の陶磁器産地への周遊を促進する内容となっているか。	合格・不合格
	実現可能性	・実現可能な設計内容となっているか。	合格・不合格
施工業務実施体制等に対する評価			
施工業務実施体制	実施主体の適格性	・施工業務遂行に必要な人員・組織を有しており、また効果的な体制がとられているか。 ・連絡調整等の体制・能力は十分か。	合格・不合格
	実施能力	・幅広い知見や経験、ネットワークを有しているか。	合格・不合格
施工実績	施工実績	・同種の業務実績を有しているか。また実績は良好か。	合格・不合格
安全管理	安全管理	・業務を実施するにあたり必要な安全管理がとられているか。	合格・不合格
経費見積	経費の妥当性	・設計書記載の内容はすべて考慮されているか。 ・予算の範囲内での見積りとなっているか。	合格・不合格